

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県飼料検定条例施行規則

規 則

鳥取県飼料検定条例施行規則をここに公布する。

昭和五十二年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十号

鳥取県飼料検定条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県飼料検定条例（昭和五十二年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めること

を目的とする。

(検定の実施場所)

第二条 条例第一条に規定する検定（以下「検定」という。）は、鳥取県中小家畜試験場（以下「試験場」という。）において行う。

(検定の申請)

第三条 条例第二条の規定による検定の申請は、飼料の名称及び製造する事業場ごとに、様式第一号による検定申請書により行わなければならない。

2 前項の検定申請書を提出した者は、別に指示するところにより試料を提出しなければならない。

(検定結果の通知)

第四条 知事は、検定を行ったときは、その結果を様式第二号による検定結果通知書により申請者に通知しなければならない。

(申請の經由)

第五条 条例第二条の規定により知事に対してする検定の申請は、試験場の長を経由して行わなければならない。

附 則

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

様式第一号 (第三条関係)

飼料の公定規格による検定申請書

収入証紙
はり付け欄

鳥取県知事

股

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

㊦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県飼料検定条例第2条の規定により、下記飼料の検定を申請します。
記

飼 料 の 名 称	
飼 料 の 種 類	
製 造 す る 事 業 場	名 称
	所 在 地
原材料の配合割合及び栄養成分量等	別紙のとおり
飼料の製造方法の概要	

備考 飼料の名称は、文字のみをもつて表示し、図形又は記号を用いないこと。

別紙

原材料の配合割合

原 材 料 名	配 合 割 合	可 消 化 粗 たん 白 質	可 消 化 養 分 総 量	代 謝 エ ネ ル ジ ー (1kg中のKcal)	備 考
	%	%	%		
合 計					

飼料の栄養成分量等

飼料の栄養成分量等	粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	磷	粗纖維
	%	%	%	%	%
飼料の栄養成分量等	粗灰分	可消化粗たん白質	可消化養分量	代謝エネルギー (1kg中のKcal)	揮発性塩素
	%	%	%	%	%

備考 各原材料の可消化粗たん白質、可消化養分量及び代謝エネルギー一は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第26条の規定に基づき、検定の方法を定める件 (昭和51年農林省告示第757号) 第2に規定するところにより算出すること。

様式第二号 (第四条関係)

飼料の公定規格による検定結果通知書

殿

鳥取県知事

印

年 月 日 付けで申請のあつた飼料の公定規格によ

る検定結果について、下記のとおり通知します。

記

飼料の名称		飼料の種類		製造する名称		事業場所在地	
検定結果	検定項目	公定規格	検定値	検定項目	公定規格	検定値	
	粗たん白質	%	%	可消化粗たん白質	%	%	%
	粗脂肪	%	%	可消化養分総量	%	%	%
	カルシウム	%	%	代謝エネルギー	(1kg中のKcal)	(1kg中のKcal)	%
	磷	%	%	水溶性窒素	%	%	%
	粗繊維	%	%	ペプシン消化率	%	%	%
	粗灰分	%	%				
公定規格に適合するかどうかの判定							
規格適合表示を付する期間							
年 月 日 から		年 月 日 まで					
その他の							